



ようこそ!



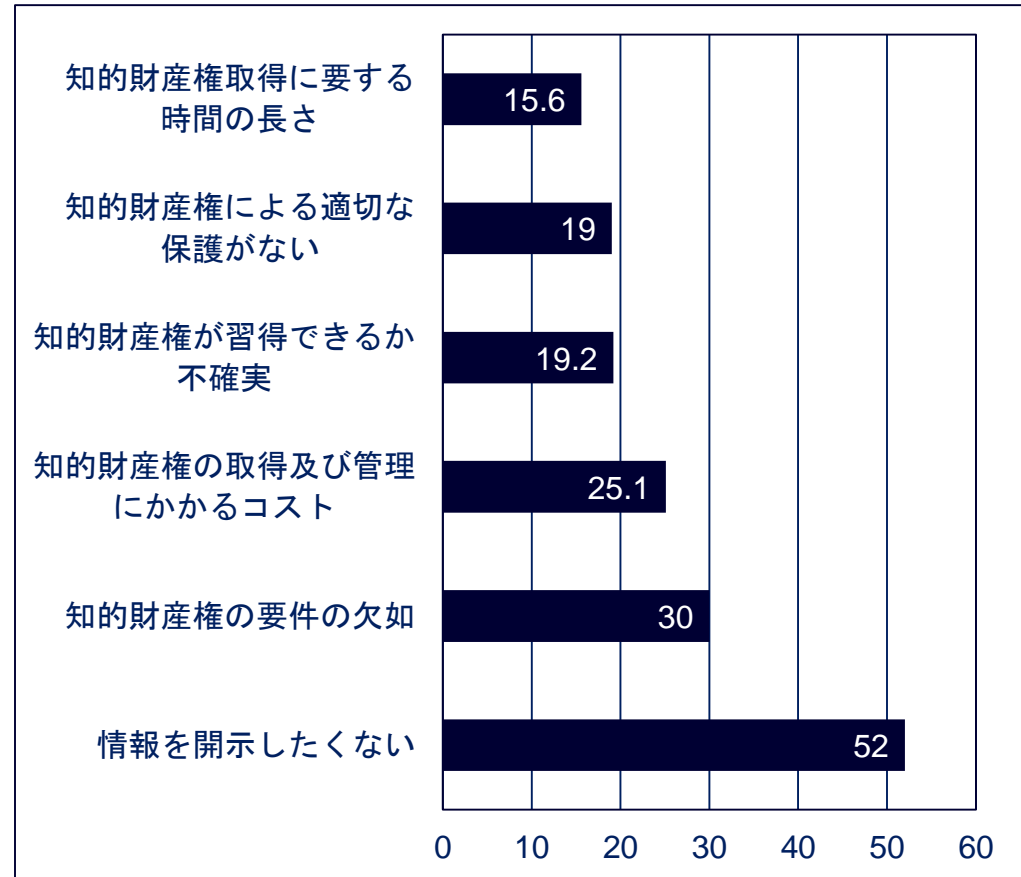
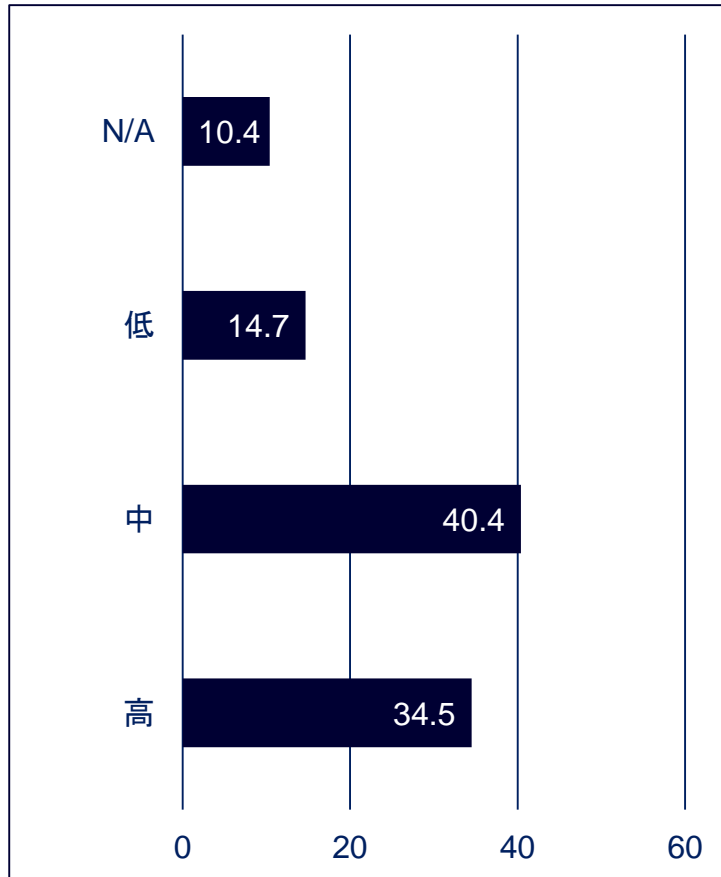
## アクションが求められています— 営業秘密の保護に関するEU指令

Dr. Axel Oldekop  
Preu Bohlig & Partner

2016年11月22日

# I. イントロダクション – EUがアクションを起こした理由

## 全般的な営業秘密保護の重要性\*



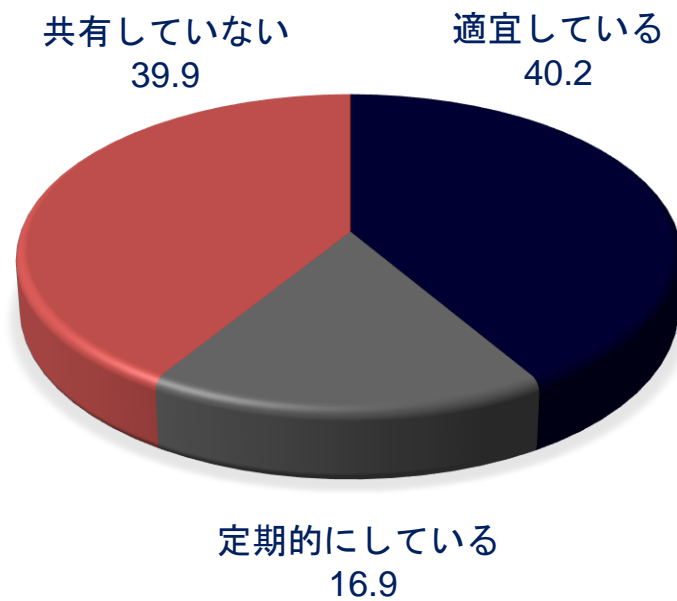
■ 競争力にとっての営業秘密の重要性

なぜ知的財産権ではなく営業秘密保護なのか？

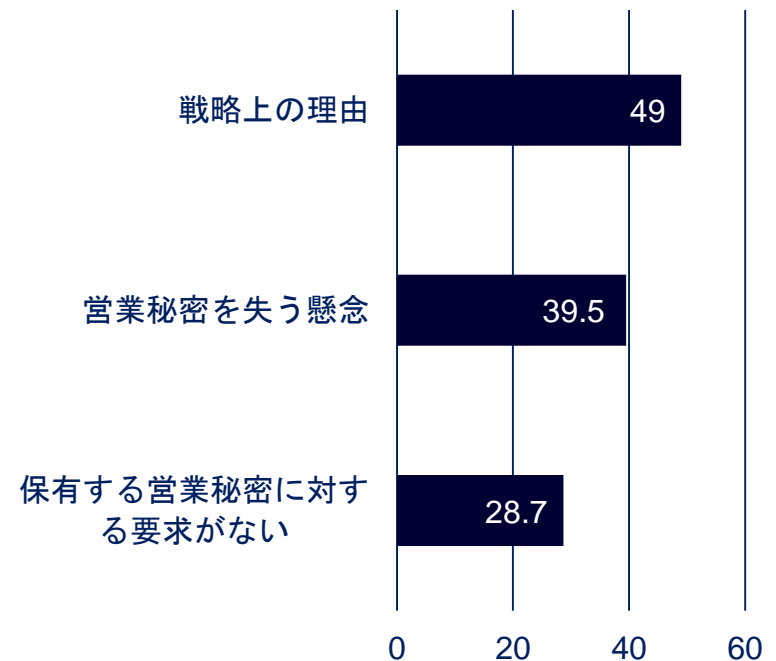
\*2013年 欧州委員会の営業秘密情報に関する研究報告書 (Study on TS/CBI in the Internal Market (MARKT/2011/128D))

## 第三者と営業秘密を共有することの重要性

第三者と営業秘密を共有しているか？



なぜ第三者と営業秘密を共有しないのか？



## ハーモナイゼーションを求める理由

- 域内市場における法の不統一を阻止
- イノベーションに関連する、国境を越えた活動へのインセンティブの付与（例えば R&D協力又は生産協力）
- 不十分な法的保護を補償するための防衛対策への資本の非効率的な配分の回避
- 不正な競争者に対する全般的な抑止効果の提供

## 欧州内の現状

- EU内における営業秘密に関する法律は、**パッチワーク状態**  
(MARKT/2010/20/D参照)
  - スウェーデンは営業秘密の保護に関する特別法を制定している
  - ドイツ、ポーランド、スペイン、オーストリア及びその他の国は、**不公正競争法**に依存している
  - イタリアとポルトガルは、工業所有権法典に営業秘密に関する規定がある
  - オランダは不法行為法の一般原理に依存している
  - 英国とアイルランドは秘密保持に関する慣習法及び契約法に依存している
- **営業秘密の統一的な定義がない**
- 民法上の救済措置に関する整合性のなさ
  - 差止め命令による救済は全ての加盟国で利用できるわけではない
  - 損害賠償に関する整合性のなさ（部分的に）不十分な規定
- 民事訴訟手続における機密性の保護がない

## II. 営業秘密の保護に関するEU指令の基礎



## 第1条 – 適用対象及び範囲

未公開のノウハウ及び営業情報（営業秘密）の不正取得、使用及び開示に対する保護に関する、2016年6月8日付の欧州議会及び理事会指令(EU) 2016/943 (EUTSD)

- **最低限のハーモナイゼーション**：加盟国にはより広範に保護される権利が与えられる
  - 保証の条件はEUTSD第3条、第5条、第6条、第7条(1)、第8条、第9条(1)第2項、第9条(3)及び(4)、第10条(2)、第11条、第13条及び第15条(3)の順守⇒実際には大部分：**完全なハーモナイゼーション**
- 注：EUTSD第1条(2)(b)は「**内部告発**」を認めている [EUTSD第5条(a)参照]

## 第2条 – 定義

- 前文(14)：「営業秘密」＝「ノウハウ」、「営業情報」及び「技術情報」
- 第2条(1)：「営業秘密」の定義⇒TRIPS協定第39条(2)とほぼ同様：
  - (1) 「営業秘密」とは以下の条件全てを満たす情報を意味する：
    - (a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てにおいて、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること
    - (b) 秘密であることにより商業的価値があること
    - (c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること
- 第2条(2)から(4)：「営業秘密保有者」、「侵害者」及び「侵害品」の定義

## 第3条 – 正当な行為の「ホワイトリスト」

- **独立した発見又は創作**
  - 前文(16)： 営業秘密として保護されるノウハウ又は情報自体に絶対的な権利は与えられないが、不正使用に対しては保護される
- **リバースエンジニアリング ⇒ ドイツの法律にとって重要な「ゲームチェンジャー」**
  - 解析された製品は正当に取得されたものでなければならない
  - 結果が公開されていなければ、リバースエンジニアリングは営業秘密を明らかにしたことにはならない
- **誠実な商慣習に従った他の行為**

## 第4条 – 不正な行為の「ブラックリスト」

- 保有者の同意のない営業秘密の取得
  - 誠実な商慣習に反する取得
  - 例えば、権限のないアクセス又は不正使用
- 以下の者により行われる保有者の同意のない使用又は開示
  - 営業秘密を不正に取得した者
  - 営業秘密の使用を制限するための秘密保持契約又は契約上の義務に違反する者
- 故意又は過失は問わない ⇒ ただし第13条(3)参照（善意の取得）
- 悪意又は過失による侵害品の生産、提供等 [第4条(5)参照]
- 第4条(4)： 間接侵害＝営業秘密が第三者によって不正取得されたことを知っていた（知るべきであった）場合の営業秘密の取得、使用又は開示

## 第6条及び第7条 – 法的措置及び訴訟手続の濫用に関する一般規定

- 不正な取得、使用、及び開示に対する全ての法的救済は：
  - 公正且つ公平でなければならない
  - 均衡がとれたものでなければならない
  - 不必要な複雑さ、高額な費用、不合理な時間制限又は不当な遅延を伴うものであってはならない
  - 効果的且つ抑止力になるものでなければならない
- 加盟国は明らかに根拠を欠く悪意の訴訟手続に対する措置を保証すべき
  - 損害賠償を含む
- 法的行為に対して特別に遡及効が与えられているドイツの原則との矛盾

## 第10条から第15条 – 法的救済及び措置

### EUエンフォースメント指令の規制方式の履行

- **差止め及び是正措置**
  - 営業秘密の使用又は開示の停止又は禁止
  - 営業秘密侵害品の生産、提供等の禁止
  - 以下のものの廃棄
    - 営業秘密を含むかそれを実施する文書、物品、電子ファイル等
    - 営業秘密侵害品
  - 営業秘密侵害品の回収及び押収
- **損害賠償**
  - 故意又は過失による営業秘密侵害
  - 被害者の逸失利益、侵害者の不当な利益又は合理的なライセンス料

## 第10条から第15条 – 法的な救済及び措置

- 暫定措置及び予防措置 (EUTSD第10条)
  - 保証金の供託は侵害使用から救済できる
  - 裁判所は請求人に保証供託金を命じることができる
  - 不当な暫定措置には損害賠償責任が生じる

## 裁判手続における機密性の保持

- **問題点:**
  - 営業秘密は公表されたら秘密ではなくなる
    - 第11条(3)(b) 及び第13条(2)も参照: 法的措置の取消
  - 営業秘密は相手方／競合者に明かされるべきではない
  - 民事訴訟における営業秘密の取扱は公正な裁判の基準(ECHR第6条)に合致していなければならない:
    - 訴状における営業秘密の記載
    - 公聴会
    - 口頭審理
    - 証拠、文書、聴取に対する平等なアクセス権
    - 判決文の公開公布
  - パラドックス:原告は営業秘密を失う又は敗訴する



## 第9条 – 機密保持に対する措置

- EUTDS第9条は解決策を提示しているか？
  - 使用及び開示の禁止⇒法的手続終了後も
  - 文書へのアクセス制限
  - 口頭審理からの除外
  - 判決文の非機密（黒塗り）版
- **ただし、少なくとも各当事者からのそれぞれの弁護士（又は他の代理人）及び少なくとも一人の自然人は、文書、口頭審理、判決文の機密版に対する完全なアクセス権を有するべきである。**

### III. 結果と効果

## 何が変わっていくか

- 営業秘密保護はより知的財産権のようになる
  - 責任には今後「不正な意図」は問われない
  - 民法に基づく責任は、刑事犯罪から切り離す必要がある
  - エンフォースメント指令との整合は、法的強制力を強化する
  - ただし、絶対的な権利は与えられないが、不正使用に対しては保護される
- リバースエンジニアリングは保護範囲が制限される

## 求められているアクションは？

- 営業秘密保有者は、保護措置の成立を証明する必要がある
- 措置は「状況に照らして合理的なもの」でなければならない
- 何がなされるべきか？
  - 営業秘密の認定：保護価値のあるものは何か？
  - 情報管理：誰が何を知る必要があるのか？
  - 物理的なアクセス制限／制御
  - 契約上の制限
    - NDA
    - リバースエンジニアリングの制限を含む、営業秘密使用の契約上の制限
    - 競業避止契約
- 保護措置を導入すべき時期は？⇒今だ！

ご静聴ありがとうございました！

**ご質問がありましたらご連絡下さい。**

**Preu Bohlig & Partner – Munich office**



**Dr. Axel Oldekop**

eMail: [axo@preubohlig.de](mailto:axo@preubohlig.de)

Leopoldstraße 11a  
Tel: +49 89 383870-0  
Fax: +49 89 383870-22  
D-80802 München

**[www.preubohlig.de](http://www.preubohlig.de)**